平成２２年（フ）第１１４６０号
東京都新宿区四谷４丁目14番地　３Ｆ
破産者　株式会社アイティクエスト
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４６１号
東京都新宿区四谷４丁目14番地　３Ｆ
破産者　株式会社ディモーダ
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４６２号
東京都港区台場２丁目２－２－610
破産者　今井　直人
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５４８号
東京都日野市高幡３番地の19
破産者　有限会社ジイエス．エンタープライス
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５７４号
東京都小平市天神町１丁目215番
破産者　有限会社白鳳
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５８４号
東京都練馬区旭丘２丁目４番１号
破産者　株式会社アバンティ
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５８５号
東京都新宿区高田馬場３丁目28－６－301、開始決定時の住所東京都新宿区山吹町361－402
破産者　芦田　芳子
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２６８６号
東京都墨田区石原３丁目６－８－202
破産者　和田　充代
1　決定年月日　平成22年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３０号
北海道北広島市朝日町６丁目１番地８、商業登記簿上の本店所在地北海道空知郡南幌町南12線西18番地
破産者　有限会社サニープレイス
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６０号
千葉県我孫子市湖北台10丁目２番21号
破産者　木村　秀雄
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１７５２３号
東京都杉並区和泉２丁目42－５
破産者　河　　龍孝
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４３６６号
東京都江東区亀戸３丁目19－７－303
破産者　井出貴美江
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２９６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1777－８
破産者　坂野　昭三
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８６６号
東京都葛飾区東金町３丁目20－４
破産者　山崎　利治
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１１０号
千葉県習志野市実籾３丁目36番18号
破産者　有限会社新城建設
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３２０６号
東京都八王子市西寺方町663－１－102
破産者　久保　良一
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８０号
茨城県つくば市下横場418番地３
破産者　有限会社グリーンフィールド
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８１号
茨城県牛久市牛久町3010－143、開始決定時の住所茨城県つくば市下横場418－３
破産者　栗原　洋子
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５２８２号
茨城県牛久市牛久町3010－143、開始決定時の住所茨城県つくば市下横場418－３
破産者　栗原祐一郎
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３７６号
東京都台東区台東３丁目12番２号　大上ビル３階
破産者　有限会社プラヤシステム
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３７７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南３丁目１－６－407Ｂ
破産者　濱野　愼二
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５７０８号
東京都世田谷区上用賀６丁目１－９－202
破産者　藤田　　浩
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部